

★ **登録申請** に必要とする書面

別 添

(日行連登録事務取扱規則 第3条第3項)

事務所の形態・権利関係		事務所の使用権を証する書面 (建物の登記事項証明、家屋課税台帳登録事項証明書等)
事務所の所在地が自宅の所在地と 同じ場合 (賃貸借、使用貸借契約等の場合も含む)		必要なし
自宅以外の 独立事務所	自己所有 (親族所有を含む)	① 建物の登記事項証明等の写し 家屋課税台帳登録事項証明書等の写し 使用承諾書 など
	他人所有 (賃貸借、使用貸借)	① 賃貸借契約書等の写し
合同事務所	自己所有 (親族所有を含む)	① 建物の登記事項証明等の写し 家屋課税台帳登録事項証明書等の写し 使用承諾書 など ② 合同事務所設置協議書
	他人所有 (賃貸借、使用貸借)	① 賃貸借契約書等の写し ② 合同事務所設置協議書
法人等の事務所内に行政書士事務所を 設置する場合		① 建物所有者と賃借人との賃貸借契約書の写し ② 賃借人と転借人の間で取り交わされた 「賃(転)貸借契約書」の写し又は「使用承諾書」

事務所の所在を 確認するために 必要な書面	社員行政書士	既に設立されている 行政書士法人の社員 になろうとする場合	定款の写し
		新たに設立しようと する行政書士法人の 社員になろうとする 場合	公証人役場にて 認証を受ける予定の 定款案
	使用人である 行政書士	雇用契約書 「登録後行政書士業務に 従事」の文言を明記	